#### 届出対象行為

大規模な建築物や工作物などは周囲の景観に大き な影響を及ぼします。10月31日以降に次の規模以上 の建築物の建築や工作物の建設、開発行為などに着 手するときは、事前相談、届出が必要になります。 規定により行為の届出は工事着手の30日前までに 行っていただく必要があるため、事前相談・協議は

届出対象行為の構想・計画段階のなるべく早い時点で 行ってください。届出受理後、町で景観形成基準適合 の審査を行います。審査期間中(30日間~最大90日間) は、行為に着手することができません。なお、適合の 時は適合通知を、不適合のときは助言・ コ旭ルで、12回ロのCさは明言・ ごを行います。 詳しくは町ホームページで確認ください→ **ロボル** 指導などを行います。

対 象			届出対象規模(「景観形成一般区域(町全域)」)
建築物	新築、増改築又は移転		高さが13m以上、または延べ床面積が500㎡以上のもの
	外観を変更する修繕、 模様替え、色彩変更		前記の規模で外観の変更行為のうち、外観の変更に係る面積が全体 の見付面積の1/2 以上となるもの
工作物	工作物の新設、 増改築、移転、 外観変更を伴う 修繕、模様替え、 色彩の変更など	塔状	全長15m、または地上高が12mを超えるもの(鉄塔、屋外照明など)
		壁状	高さが3mを超え、かつ見付面積が100㎡を超えるもの(擁壁、柵、塀、フェンスなど)
		その他	地上高15mを超えるもの、または築造面積が1,000㎡を超えるもの (遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、立体駐車場など)
開発行為等	開発行為		面積が3,000㎡を超えるもの
	太陽光・水素等発電施設		地上高が12mを超えるもの、または築造面積が1,000㎡を超えるもの
	土地の形質の変更等		面積が3,000㎡を超えるもの
	木竹の伐採		林地以外への転用を目的とした伐採で、伐採面積が3,000㎡を超える もの
	屋外における物件の堆積		堆積の高さが5m、または面積1,000㎡を超えるもの

※届出対象・規模に満たない建築物などは届出の必要はありませんが、良好な景観形成を図るため、景観形成基準への配慮を お願いします。また、すでに建っている建築物などは届出の必要はありませんが、今後、増改築や外観の変更をする場合で届 出が必要な規模を超えるものは、届出をお願いします。

## 景観計画に関する説明会

景観計画を推進するためには町民の皆さん、 事業者の皆さんと町がそれぞれの立場で「景 観」を意識して、連携することが重要になり ます。そのため、景観計画の目的や景観形成 基準の詳細などの情報共有を目的に説明会を 開催します。説明会はお住いの地域に関係な くどの会場でも参加可能です。



皆さんのお越しを お待ちしています!!

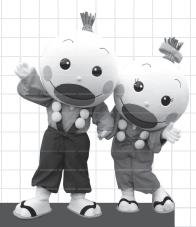
日時	会 場
5月30日休19時~20時30分	中元寺公民館
6月6日休19時~20時30分	津野公民館
6月13日休19時~20時30分	彦山地区総合センター
6月20日休19時~20時30分	英彦山公民館
6月25日火19時~20時30分	
6月26日欧19時~20時30分	オークホール
6月29日(土)10時~11時30分	

# 令和6年10月31日以降に着工する建物や工作物などが対象

# 景観計画策定に伴う事前協議・届出

景観計画では、良好な景観の維持形成に向け、景観に大きな影響を及 ぼす建築行為や開発行為などを行う際の「景観形成基準」と「届出対 象行為」を定めています。今後、建築などを行う際には行為の制限を 受けたり、届出などが必要となることがあります。町民の皆さん、事 業者の皆さんは、地域の景観形成に関わる主体として良好な景観づく りにご協力をお願いします。

間 役場商工観光振興課歴史文化財係(☎82-1236)



## 景観計画に基づく景観形成基準と届出対象行為

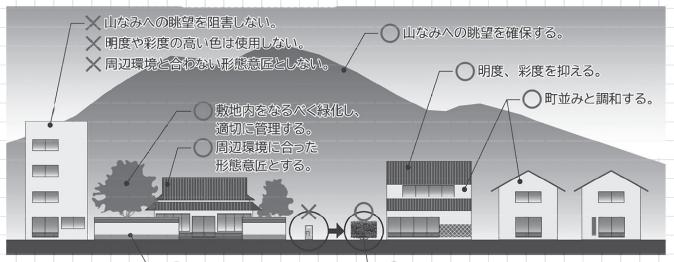
### 景観形成基準

景観計画は、良好な景観を形成するために地域の 特性に応じた景観形成に影響する建築物などを適切 に誘導する必要があります。景観計画区域内の建築 物の建築、工作物の建設、開発行為等について、そ れぞれに良好な景観形成のための行為の基準(景観 形成基準)を定めており、大規模な建設・建築などは、 届出を必要とする行為(届出対象行為)として町へ の届出が必要となります。

#### ▶景観形成基準の主な項目(抜粋)

建築物	形態意匠	周囲の景観(自然、町並み、田園など)と調和した形態意匠、周囲の山なみへの眺望 や見通しの確保、彩度・明度の配慮など	
	建築設備	道路などの公共の場からできるだけ見えない位置に設置、目隠し等による措置など	
	外構	塀や柵・垣などが周辺景観に調和するよう配慮(高さ、形態意匠、色彩、材料など)	
工作物	形態意匠	周囲の町並みや景観との調和に配慮、周囲の山なみへの眺望や見通しの確保、彩度・明度の配慮、送電・通信等の工作物の共同設置・共用化など	
開発行為等	植生や自然環境および周辺環境への影響を考慮し、景観上の違和感を生じさせないよう配慮		

## ▶景観形成基準の適用例(建築物の場合)



柵や塀は、高さ、 形、色に配慮する。 建築設備はできるだけ 見えない位置に置く。